

環境委員会に付託となりました議案2件につきまして、委員会における審査の経過、並びに結果を御報告申し上げます。

初めは、「議案第199号 川崎市環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

委員会では委員から、条例第42条にある市長が事業者へ意見を述べる際に、方法書を「考慮する」から「配意する」に文言を改めている点について質疑があり、理事者から、環境影響評価法の一部改正により文言修正を受けて変更したものであり語意はほぼ同一である、との答弁がありました。

次に委員から、改正による環境影響の対象範囲について質疑があり、理事者から、環境影響の範囲が市域内に限られる場合には、市長から直接事業者に対し意見を述べるのが可能となる。環境影響が市域内だけでなく広域の場合については、これまでと同様に都道府県知事が意見を述べることとなる、との答弁がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次は、「議案第206号 仮称リサイクルパークあさお整備事業資源化処理施設建設工事請負契約の締結について」であります。

委員会では委員から、市外事業者による落札について質疑があり、理事者から、当該案件はWTO政府調達協定に基づく特定調達契約対象工事であるため、入札資格を市内業者のみと限定することはできない。ただし、総合評価一般競争入札においては市内事業者への優先発注と地元貢献に関する提案について加点できるよう基準を定めた。また、建設業者には市内中小企業を活用していただけるよう文書で要請している。低入札価格調査のヒアリングの中でも、下請け予定業者の確認を行うとともに市内企業へ配慮していただくよう改めて要請した、との答弁がありました。

次に委員から、公契約条例の対象となるため、今後、下請け業者との契約についてもしっかりと行政指導して欲しい、との要望がありました。

次に委員から、入札評価項目の技術提案の中で優れた点について質疑があり、理事者から、ろ過処理技術の中でCO2削減に貢献する川崎発の技術である低CO2川崎パイロットブランドが使用されている、との答弁がありました。

そこで委員から、他に技術提案で優れている点について質疑があり、理事者から、安全対策が何重にも施されていること、騒音対策、山坂などの高低差がある中で動線がしっかりと整備されているところが優れている、との答弁がありました。

次に委員から、総合評価一般競争入札で標準型を選んだ理由とメリットについて質疑があり、理事者から、単に落札価格の比較ではなく、標準型は簡易型に比べ技術的に工夫の余地や効果が大きいため、結果的に民間の優れた技術が活用されるというメリットがある。今回に関しては落札価格が一番低く、技術的にも評価が高い業者が選ばれた、との答弁がありました。

次に委員から、地元住民への環境面での配慮について質疑があり、理事者から、騒

音や振動の対策でプラットホームを二重にして音が漏れないようにしている。外観や景観に対しては建物をアースカラーに統一し、今後は植栽を多く取り入れ周囲から見えにくくするなどの配慮をしていく、との答弁がありました。

次に委員から、落札した3社の出資割合について質疑があり、理事者から、メタウォーター株式会社が40%、株式会社間組が39%、戸田建設株式会社が21%である、との答弁がありました。

そこで委員から、通常、主な施工業者が大きな出資割合を占めるのに対し、3社の出資割合に差異がないことについて質疑があり、理事者からメタウォーター株式会社はプラント系の企業で、残りの2社が建設業者であるが、出資割合はプラント工事と建設工事の割合によるものである、との答弁がありました。

次に委員から、メタウォーター株式会社の市内工事の実績について質疑があり、理事者から、これまで上下水道局発注の工事請負実績がある、との答弁がありました。

次に委員から、予定価格と落札価格との価格比率について質疑があり、理事者から、予定価格は46億3,606万5,000円、落札価格は40億3,935万円で予定価格比87.13%での落札となり低入札基準価格を0.09%下回った、との答弁がありました。

次に委員から、低入札価格調査の審査内容について質疑があり、理事者から、入札者から入札価格の理由、入札価格の内訳、施工能力、経営状況、信用状況及び下請け予定業者等に関するヒアリングを実施した、との答弁がありました。

委員会では審査の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、環境委員会の報告を終わります。